

(宛先) 守口市長

見本

施設等利用費請求書（預かり保育事業 償還払い用）
幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

☐令和 年4月～6月分請求用

☒令和 8年7月～9月分請求用

☐令和 年10月～12月分請求用

☐令和 年1月～3月分請求用

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、守口市内に居住していることを守口市が住民基本台帳で確認すること。

2. 実際に利用していることを守口市が対象施設に確認すること。

3. 利用料の支払い状況を守口市が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を守口市が確認すること。

請求日

令和 8 年 10 月 9 日

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）及び償還払いの振込先

フリガナ	モリグチ ハナコ	認定子どもとの続柄	母	生年月日	平成8 年 12 月 3 日
氏名	守口 花子	※口座名義と同一氏名		現住所	守口市 京阪本通2-5-5
				電話	06-6992-1658
☒ 今回新たに振込先を指定 ☐ 前回と同じ振込先を指定 → 振込先は記入不要です					
口座名義(かた)	モリグチ ハナコ	金融機関名/支店名	もりきち	銀行・信用金庫 農協・信用組合	守口 支店 出張所
預金種目	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3
			4	5	6
			7		

請求者氏名は、必ず「施設等利用給付認定決定通知書」に記載された保護者氏名を記入してください。
請求者氏名と異なる振込先を指定する場合は、委任状をご提出ください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	モリグチ タロウ	法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号
氏名	守口 太郎	認定番号	1 2 3 4 5 6 7 8
		生年月日	令和 3 年 7 月 1 日

第2号：満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
⇒4月1日時点の年齢が3歳で、保育の必要性がある子ども
第3号：満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
⇒4月1日時点の年齢が3歳に満たない子どもで、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯である子ども

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	モリキチコドモエン	所在地	(市外の場合のみ記入)
施設名	もりきちこども園		

4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入※1

①	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			

この欄は、※1に該当する場合のみ記入してください。
在籍する施設が守口市内の場合は、対象外です。

①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※1 在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合、認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象です。なお、守口市内の預かり保育実施施設は全て実施水準が十分であるため、市内施設在園の方は認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象外です。

5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額※1※2※3 (d)	請求額 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った利用料 (保育料) ※2 (a)	利用日数	対象額 日額単価×利用日数 (b)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)		
令和 8 年 7 月	5,000円	10日	4,500円	4,500円	0円	4,500円
令和 8 年 8 月	14,000円	23日	10,350円	10,350円	0円	10,350円
令和 8 年 9 月	2,250円	5日	2,250円	2,250円	0円	2,250円

※2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証と提供証明書等をすべて添付してください。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、領収証と提供証明書は添付せず、活動報告書の添付してください。

※3 認可外保育施設（ベビーシッター）と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、送迎のみの利用は、償還払いの対象外です。

○子ども・子育て支援法施行令等の改正（施設等利用給付上限額見直し）

月額上限額（預かり保育事業）	法第30条の4 の認定種別	～令和8年9月		令和8年10月～
		第2号	11,300円	12,300円
		第3号	16,300円	17,700円
		日額単価	450円	490円

令和8年10月（利用年月）より、月額上限額と日額単価が見直されます。

守口市処理欄

以下は、守口市で記入しますので、記入しないでください。

利用年月		月額上限額		支給決定額	入力	確認
法第30条の4 の認定種別	第2号	11,300円	12,300円			
	第3号	16,300円	17,700円			
	日額単価	450円	490円			
令和 年 月		～令和8年9月	令和8年10月～	(円)		
令和 年 月		～令和8年9月	令和8年10月～	(円)		
令和 年 月		～令和8年9月	令和8年10月～	(円)		